

○熊本県林地崩壊防止事業実施要綱

(昭和42年8月1日告示第564号)

改正 昭和47年10月17日告示第825号 昭和55年6月19日告示第505号
平成12年3月3日告示第140号 平成19年1月12日告示第23号

熊本県林地崩壊防止事業実施要綱を次のように定める。

熊本県林地崩壊防止事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、激甚災害に伴い集落等に隣接する林地に崩壊地が多発し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあり、これが防止に多額の経費を要し、市町村の財政を著しく圧迫する場合において、崩壊防止施設の設置に要する経費に対し県が補助を行ない、もって、民生の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置の適用が指定され、又は指定されることが確実である災害をいう。

2 この要綱において「林地」とは、木竹が集団して生育している土地及び木竹の集団的な生育に供される土地(主として農地又は住宅地もしくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。)をいう。

(事業の範囲)

第3条 次の各号に掲げる要件の一に該当する市町村は、激甚災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊で、これを放置するときは2戸(家屋にあっては、1世帯を1戸、その他の人家にあっては1棟を1戸とし、従業員が10人以上の工場等の建物は、1棟であってもそれぞれ2戸以上とみなす。)以上の人家又は公共施設(官公署、学校若しくは病院等の公共の用に供する建物、鉄道(私鉄を含む。)、道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受ける道路、若しくは利用区域面積500ヘクタール以上の林道又はその他重要な公共施設と認められるもの)に直接被害を与えるおそれがあると認められるものに係る林地の保全上必要な施設の新設に関する事業のうち、1箇所の事業費が200万円以上の事業(以下「林地崩壊防止事業」という。)を行なうことができる。

(1) 毎年1月1日から12月31日まで発生した激甚災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊に係る林地崩壊防止事業の事業費の総額が300万円をこえる市町村

(2) 前号の総額が前年度の標準税収入の1割をこえる市町村

(事業の実施)

第4条 林地崩壊防止事業は、その年災ごとの事業の総量が、その激甚災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降おおむね3年以内に完了することができるように実施するものとする。

(県の助成)

第5条 知事は、第3条により市町村長が行なう林地崩壊防止事業の事業費につき、予算の範囲内において、当該市町村に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

(適用除外)

第6条 この要綱は、次に掲げる林地崩壊防止事業には適用しない。

- (1) 国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業に附随して行なうもの。
 - (2) 鉱石又は土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づくもので、その責任者の明らかなもの。
 - (3) 崩壊土砂の排除のみに係るもの。
 - (4) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。
- (林地崩壊防止事業計画概要書の提出)

第7条 第5条の経費の補助を受けようとする市町村長は、林地崩壊防止事業計画概要書(別記第1号様式)を所轄地域振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(事業費の決定)

第8条 知事は、前条の林地崩壊防止事業計画概要書を受理したときは、その審査を行ない、当該林地崩壊防止事業の事業費を決定し、その結果を市町村長に通知するものとする。

(事業の監督)

第9条 知事は、この要綱により補助を受ける市町村長に対して、事業を適正に実施させるため、必要な指導監督を行なうものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和42年8月1日から施行し、昭和42年1月1日以降に発生した災害から適用する。ただし、昭和39年7月1日から昭和40年9月30日までの間に発生した激甚災害については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同法第5条に規定する措置が指定された市町村は、第3条の規定に該当する市町村とみなしてこの要綱を適用する。

附 則(昭和47年10月17日告示第825号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和47年4月1日以降に発生した災害から適用する。

附 則(昭和55年6月19日告示第505号)

この要綱は、昭和55年6月19日から施行する。

附 則(平成12年3月3日告示第140号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月12日告示第23号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第7条関係)

[別紙参照]

別記第1号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

年発生林地崩壊防止事業計画概要書

年 災害に係る林地崩壊防止事業を下記により実施したいので、熊本県
林地崩壊防止事業実施要綱に基づき関係書類を添えて提出いたします。

記

- 1 施行箇所 市 町 大字 字 外 箇所
郡 村
- 2 計画事業費 円
- 3 施行年度 年度から 年度まで 箇所
- 4 前年度標準税収入 円
- 5 添付書類 事業計画総括表、事業計画書、位置図各2部

(注) 位置図は、管内図を使用し、施行箇所を赤○印で示し箇所名を付すること。

(別記第1号様式付表の1)

年発生林地崩壊防止事業計画総括表

災害名	番号	箇所名				計 画		決定額	前年度標準税収入	摘 要
		市郡	町村	大字	字	市町村よりの申請額	都道府県審査額			

備考

- 「摘要欄」には保全対象を明記すること。
- 「計画欄」は合計を、その摘要欄に採択要件を明記すること。

(日本工業規格A4)

(別記第1号様式付表の2)

年発生林地崩壊防止事業計画書

番号()

箇所名				申請事業費 (都道府県審査額)		決定事業費			
郡(市)		町(村)字							
保全対象	人 家		従業員10人以上の工場等	公共施設	その他	摘 要			
	戸数	世帯数							
工 種	計 画				決 定				摘 要
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	

備 考

- 1 番号は事業計画総括表の番号と一致させること(鉛筆書で可)
- 2 保全対象のうち「その他」欄には、神社寺院等を記入すること。
- 3 保全対象のうち「公共施設」欄には、種類別に数量を記入のこと。
- 4 附表として、平面図、縦断面図、構造図等および荒廃状況写真を添付すること。